



その他の事例

CASE

03

# 農業生産の担い手が 多様化されます。

(株式会社等の農地取得の解禁)



## 規制改革前

株式会社の農地取得は法律で制限されていました。農地を取得できる株式会社は、一定の要件を備えた農業生産法人に限られているだけでなく、農業生産法人への出資も、株式会社一社あたりの保有議決権が全体の10%以内であって、かつ株式会社による総議決権が25%以内でなければならないなどの規制がありました。

## 規制改革後

農業生産法人への出資に関して、一定の条件下で一社あたりの10%制限はなくし、総額も半分未満まで認められることになりました。また、構造改革特別区域だけで認められていた農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入が全国で認められるようになりました。

## 規制改革の効果

農業生産の担い手が多様化されることで、株式会社のノウハウや創意・工夫を農業分野に取り入れられ、消費者の要望に応える農産物が提供されると期待されます。

### 株式会社形態の 農業生産法人の状況

# 86社

(2004年7月1日現在)農水省調べ

- 2000年の農地法改正(2001年3月施行)により、株式会社形態の農業生産法人が認められた。

